

株 主 各 位

東京都品川区広町一丁目4番22号

株式会社 寺岡製作所

代表取締役社長 寺岡敬之郎

第107期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第107期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年6月22日(木曜日)午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月23日(金曜日)午前10時(開場午前9時)
 2. 場 所 東京都品川区北品川四丁目7番36号
東京マリオットホテル
地下1階 ゴテンヤマ ボールルーム ノース
(末尾記載の会場ご案内図をご参照ください。)
 3. 目的事項
 - 報告事項 1 第107期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - 2 第107期(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 監査役1名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件

4. 招集にあたっての決定事項

代理人による議決権行使

議決権の行使を委任できる代理人は、当社定款の規定に基づき、議決権を有する他の株主様1名に限らせていただきます。代理人がご出席される際は、代理権を証する書面（委任状等）、ご本人および代理人の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

以 上

-
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料としてこの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎開会時刻間際は受付の混雑が予想されますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.teraokatape.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済は、輸出の持ち直しや株高、資源相場の低位安定などを背景に、企業の収益環境改善が進みました。個人消費につきましては一進一退の状況で推移しておりましたが、雇用・所得環境の改善が継続したことにより、ようやく回復の兆しが見えてまいりました。一方で海外に目を向けますと、米国は良好な雇用環境と個人消費の堅調な回復及び新政権の政策に対する期待が高まり、景気は好調に推移しました。欧州は新興国景気の底入れが追い風となり、企業の業績や消費は回復が続いております。中国は輸出が下げ止まり、景気減速傾向から一服し底堅く推移する見通しであります。

このような経営環境の中、当社グループは、新中期経営計画（Phase1）の中間点を通過し、計数的にも飛躍を目指すPhase2（平成30年4月から平成33年3月までの3年間）へ向け筋肉質な経営体質への転換を図るため、引き続き人材の育成に全社をあげて取り組んでいる他、新製品開発体制の強化、原価低減活動の継続、提案型営業活動の展開に注力してまいりました。管理面においては、業務の合理化・効率化を推進すると共に、内部管理体制、リスク管理体制の強化を図った他、企業倫理向上に努めてまいりました。

当連結会計年度におきましては、当社の主力製品であるモバイル機器関連の電子用テープの売上高が第2四半期に底入れしたものの、全製品部門において景気回復を実感できるほどの売上高の伸長は見られませんでした。インドネシア生産子会社は、品質向上活動や、安定的かつ効率的に生産できる体制の構築に全社員一丸となって取り組んだ結果、前期に引き続き黒字を確保しました。

その結果、当連結会計年度の売上高は、212億62百万円（前期比2.3%減）となりました。また、営業利益は10億38百万円（前期比9.2%減）、経常利益は7億2百万円（前期比17.5%減）、投資有価証券売却益、環境対策費を加減し、法人税等を差引いた親会社株主に帰属する当期純利益は6億16百万円（前期比15.3%減）となりました。

当社グループの事業は、粘着テープの製造・販売の単一セグメントであります。製品部門別の売上高状況は以下の通りです。

[梱包・包装用テープ]

第3四半期に引き続き通販向け布テープは販売が好調でしたが、市況全般とし

て荷動きが良くなかったことにより、当製品部門の売上高は36億91百万円（前期比1.7%減）となりました。

〔電機・電子用テープ〕

第3四半期中盤から電子部品関連テープに受注の回復が見られた他、既存顧客の取引深耕と新規顧客の取引開拓が実を結びましたが、第2四半期までの減少分を挽回できず、当製品部門の売上高は103億18百万円（前期比6.8%減）となりました。

〔産業用テープ〕

第3四半期に引き続きインフラ補修関連の需要が伸び、また作業効率化を図れる新製品の投入等により、ポリエチレンクロステープの通期での販売数量は過去最高を記録しました。またその他産業用途での需要にも支えられ、当製品部門の売上高は72億52百万円（前期比4.5%増）となりました。

製品部門別連結売上高は、下表のようになります。

| 区 分 | 売上高 第106期 | 売上高 (当連結会計年度) 第107期 | 構 成 比 | 前 期 比 |
|-----------|--------------|---------------------------|-------|-------|
| | 百万円 | 百万円 | % | % |
| 梱包・包装用テープ | 3,753 | 3,691 | 17.4 | △1.7 |
| 電機・電子用テープ | 11,076 | 10,318 | 48.5 | △6.8 |
| 産業用テープ | 6,940 | 7,252 | 34.1 | 4.5 |
| 合 計 | 21,770 | 21,262 | 100.0 | △2.3 |

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額はリース資産を含めて5億30百万円であり、主に各工場の合理化投資であります。

(3) 対処すべき課題

当社グループは、下記の項目を重点課題として取り組んでまいります。

①人材育成の強化

当社グループは、激変する経営環境に左右されない企業競争力の源泉はヒトにあるとの認識の下、社員一人ひとりの能力を最大限活かすための人材マネジメント強化が、営業、製造、研究開発及び管理の全ての部門に必須であると認識しております。変化に柔軟に対応すると共に、業務を遂行する上での新しい仕組やビジネスモデルを創出し、改革を興すべく、会社と社員が共に成長することを可能とする体制を整備してまいります。

②インドネシア生産子会社の稼働強化

インドネシア生産子会社は、安定生産への取組を続けており、進捗は緩やかながらも軌道に乗りつつあります。生産品目のラインアップ拡充、品質向上、自立性を高めるための人材育成等をさらに強化し、基幹連結子会社として、グループ一丸となり経営を行っていくことにより、連結ベースでの利益貢献度を一層高めてまいります。

③品質管理・保証体制の充実

品質教育を徹底して実施し、全社的に品質管理能力の底上げを図るとともに、品質管理要求水準が最も高い業界からの要請にも応じられる体制を構築し、品質リスクマネジメントを適切に実施することにより、当社製品の品質グレードアップを行ってまいります。

④将来を展望した技術開発及び新製品開発

新しい事業の柱となる次世代製品の開発及び中長期のもの造りを見据えた高付加価値の技術開発を進めつつ、独創性と強い主張性のある新製品をタイムリーに上市いたします。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

| 区 分 | 第104期 平成26年3月期 | 第105期 平成27年3月期 | 第106期 平成28年3月期 | 第107期 (当連結会計年度) 平成29年3月期 |
|-----------------------------|-------------------|-------------------|-------------------|--------------------------------|
| 売上高(百万円) | 20,528 | 22,476 | 21,770 | 21,262 |
| 経常利益(百万円) | 589 | 2,086 | 851 | 702 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(百万円) | △924 | 1,024 | 727 | 616 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失(円) | △35.09 | 38.92 | 27.62 | 23.96 |
| 総資産(百万円) | 32,596 | 35,331 | 33,494 | 34,639 |
| 純資産(百万円) | 26,277 | 28,268 | 27,962 | 27,994 |
| 自己資本比率(%) | 80.6 | 80.0 | 83.5 | 80.8 |

(注) △印は、親会社株主に帰属する当期純損失および1株当たり当期純損失を示しております。

② 当社の財産および損益の状況

| 区 分 | 第104期 平成26年3月期 | 第105期 平成27年3月期 | 第106期 平成28年3月期 | 第107期 (当事業年度) 平成29年3月期 |
|----------------------|-------------------|-------------------|-------------------|------------------------------|
| 売上高(百万円) | 19,718 | 21,365 | 20,903 | 20,556 |
| 経常利益(百万円) | 1,206 | 2,291 | 551 | 523 |
| 当期純利益又は当期純損失(百万円) | △267 | 1,342 | 492 | 501 |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失(円) | △10.16 | 50.97 | 18.69 | 19.52 |
| 総資産(百万円) | 32,292 | 34,304 | 33,445 | 34,493 |
| 純資産(百万円) | 26,185 | 27,784 | 27,957 | 27,892 |
| 自己資本比率(%) | 81.1 | 81.0 | 83.6 | 80.9 |

(注) △印は、当期純損失および1株当たり当期純損失を示しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主な事業内容 |
|---------------------------------|-------------|--------------------|----------------------|
| 神栄商事株式会社 | 16百万円 | 100.0% | 粘着テープの販売 |
| 寺岡製作所(香港)有限公司 | 20,000千香港ドル | 100.0% | 粘着テープの販売 |
| 寺岡(上海)高性能膠粘帯有限公司 | 1,000千米ドル | 100.0% (70.0%) | 粘着テープの 加工および販売 |
| 寺岡(深圳)高性能膠粘帯有限公司 | 1,000千米ドル | 100.0% (100.0%) | 粘着テープの 切断、加工および販売 |
| PT.Teraoka Seisakusho Indonesia | 41,000千米ドル | 100.0% (6.1%) | 粘着テープの 製造および販売 |

(注) 議決権比率の()内は間接所有割合で内数。

- ③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容

下記製品の製造および販売

| | |
|--------|--|
| 梱包・包装用 | 布粘着テープ(オリブテープ) クラフト粘着テープ(カートンテープ) ポリプロピレンフィルム粘着テープ(パックテープ等) |
| 電機・電子用 | ポリエステルフィルム粘着テープ アセテートクロス粘着テープ コンビネーション粘着テープ カプトン [®] 粘着テープ ノーメックス [®] 粘着テープ ガラスクロス粘着テープ 導電性シールド粘着テープ エポキシ樹脂含浸テープ 熱伝導性両面テープ フィルム両面テープ等 |
| 産業用 | ポリエチレンクロス粘着テープ(P-カットテープ) 養生布テープ 不織布両面テープ 標示用テープ 気密防水用テープ 表面保護シート等 |

(7) 主要な営業所および工場

① 当 社

| 名 称 | 所 在 地 |
|-----------------|---------------|
| 本 社 | 東 京 都 品 川 区 |
| 東 京 支 店 | 東 京 都 品 川 区 |
| 大 阪 支 店 | 大 阪 市 東 淀 川 区 |
| 名 古 屋 支 店 | 名 古 屋 市 北 区 |
| 茨 城 工 場 | 茨 城 県 北 茨 城 市 |
| 佐 野 工 場 | 栃 木 県 佐 野 市 |
| 函 南 工 場 | 静 岡 県 田 方 郡 |
| ソ ウ ル 支 店 | 韓 国 |
| 台 北 駐 在 員 事 務 所 | 台 湾 |

② 子 会 社

| 名 称 | 所 在 地 |
|---------------------------------|-------------|
| 神 栄 商 事 株 式 会 社 | 東 京 都 品 川 区 |
| 寺 岡 製 作 所 (香 港) 有 限 公 司 | 中 国 ・ 香 港 |
| 寺 岡 (上 海) 高 機 能 膠 粘 帶 有 限 公 司 | 中 国 ・ 上 海 |
| 寺 岡 (深 圳) 高 機 能 膠 粘 帶 有 限 公 司 | 中 国 ・ 深 圳 |
| PT.Teraoka Seisakusho Indonesia | イ ン ド ネ シ ア |

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 比 増 減 |
|---------|-----------|
| 665名 | 17名増 |

(注) 本表には臨時従業員(46名)および嘱託(24名)を含みません。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 473名 | 13名減 | 41.8歳 | 17.8年 |

(注) 本表には臨時従業員(5名)および嘱託(24名)を含みません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 80,000,000株
(2) 発行済株式の総数 26,687,955株(自己株式1,354,683株を含む)
(3) 株主数 3,226名
(4) 大株主

| 株主名 | 持株数 | 持株比率 |
|---|---------|-------|
| 伊藤忠商事株式会社 | 6,672.0 | 26.34 |
| 寺岡製作所取引先持株会 | 2,966.0 | 11.71 |
| 寺岡敬之郎 | 890.1 | 3.51 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 818.8 | 3.23 |
| 株式会社りそな銀行 | 678.8 | 2.68 |
| 寺岡製作所従業員持株会 | 578.7 | 2.28 |
| 寺岡くに子 | 526.0 | 2.08 |
| B B H ポス ト ン F ノ ム ラ J p S m C a p F 620065 | 395.7 | 1.56 |
| 大塚 歆 一 郎 | 262.3 | 1.04 |
| 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 | 206.0 | 0.81 |

(注) 自己株式は、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

| 地 位 | 氏 名 | 担当および重要な兼職の状況 |
|---------|---------|---|
| 代表取締役社長 | 寺 岡 敬之郎 | |
| 専務取締役 | 辻 賢 一 | |
| 常務取締役 | 内 藤 雅 和 | 管理本部長、PTI事業本部長、経営企画室長 |
| 常務取締役 | 大 堀 裕 由 | 製造本部長、PTI事業本部副本部長、技術統括室長 |
| 取 締 役 | 橋 本 徳 也 | 伊藤忠商事(株)繊維資材・ライフスタイル部長 サカセ・アドテック(株)社外取締役 |
| 取 締 役 | 白 石 典 義 | (学)立教学院常務理事、(学)立教大学統括副総長 |
| 常勤監査役 | 野見山 豊 | (株)カナデン社外監査役 |
| 監 査 役 | 渡 邊 順 | |
| 監 査 役 | 三 宅 正 樹 | エム・ユー・トラスト総合管理(株)取締役副社長 |
| 監 査 役 | 島 本 和 徳 | (株)カナデン常務取締役 |

- (注) 1. 取締役 橋本徳也氏および白石典義氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 三宅正樹氏および島本和徳氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 三宅正樹氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 島本和徳氏は、株式会社カナデンにおいて、長らく経理関連部門の業務に従事し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役 白石典義氏および監査役 島本和徳氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
6. 当期中の取締役および監査役の異動
- (1) 渡邊順氏は、平成28年6月24日開催の第106期定時株主総会において、新たに監査役に選任され就任いたしました。
- (2) 高木清博氏は、平成28年6月24日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
- (3) 中村勝氏は、平成28年6月24日開催の第106期定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 取締役および監査役の報酬等の総額

| 区 分 | 人 数 | 報酬等の額 |
|--------------------|------------|------------------|
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 7名 (2名) | 131百万円 (6百万円) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 5名 (2名) | 19百万円 (4百万円) |
| 合 計 | 12名 | 150百万円 |

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成23年6月24日開催の第101期定時株主総会において年額172百万円と決議いたしております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成18年6月29日開催の第96期定時株主総会において年額29百万円と決議いたしております。
4. 取締役および監査役の報酬等の決定方針・手続
取締役および監査役の報酬等の決定については、株主総会の決議による取締役、および監査役夫々の報酬総額の限度内で、会社の業績や経営成績、外部環境・経済情勢等を考慮し、取締役の報酬は取締役会の決議により決定し、また監査役の報酬は監査役会における協議により決定しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

- 取締役橋本徳也氏は、伊藤忠商事株式会社繊維資材・ライフスタイル部長およびサカセ・アドテック株式会社の社外取締役に兼任しております。なお、伊藤忠商事株式会社は当社の大株主であり、当社との間で資本・業務提携を行っております。また、サカセ・アドテック株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- 取締役白石典義氏は、学校法人立教学院の常務理事および学校法人立教大学の統括副総長を兼任しております。なお、学校法人立教学院および学校法人立教大学と当社との間には特別な関係はありません。
- 監査役三宅正樹氏は、エム・ユー・トラスト総合管理株式会社の取締役副社長を兼任しております。なお、エム・ユー・トラスト総合管理株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- 監査役島本和徳氏は、株式会社カナデンの常務取締役に兼任しております。なお、株式会社カナデンと当社との間には特別な関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

| 区分 | 氏名 | 主な活動状況 |
|-------|------|---|
| 社外取締役 | 橋本徳也 | 当事業年度開催の取締役会に19回中17回（89％）出席しております。当社の大株主である伊藤忠商事株式会社の立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 |
| 社外取締役 | 白石典義 | 当事業年度開催の取締役会に19回中16回（84％）出席しております。経営の専門家としての経験と見識に基づき、公正かつ客観的な視点から助言・提言を行っております。 |
| 社外監査役 | 三宅正樹 | 当事業年度開催の取締役会には、19回中17回（89％）また監査役会には、6回中6回（100％）出席しております。金融業務に関する豊富な経験を基に、会計・財務的な見地から必要な提言を行っております。 |
| 社外監査役 | 島本和徳 | 当事業年度開催の取締役会には、19回中17回（89％）また監査役会には、6回中6回（100％）出席しております。株式会社カナデンにおいて企業経営に現に携わっている経験を活かし、経理、財務に関する専門的見地から意見を述べております。 |

④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

| | 支 払 金 額 |
|--------------------------------|---------|
| 当事業年度に係る報酬等の額 | 24百万円 |
| 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 24百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査との報酬を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な海外子会社は、当社の会計監査人以外の者（外国における公認会計士または監査法人に相当する資格を有する者）の監査（会社法または金融商品取引法に相当する外国の法令の規定によるものに限る。）を受けています。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨とその解任理由を報告いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

(a) 当社グループは、取締役並びに全ての使用人が遵守すべき社内の最高規範として「寺岡製作所企業憲章」を定め、また同憲章の実効性を担保するための具体的な基準として「寺岡製作所行動基準」を定めることにより、単に利益を追求するだけの組織としてではなく、当社グループをして、全てのステークホルダーと健全で公正な関係を維持し、企業の社会的責任も十分考慮したうえで、高度な企業倫理を醸成せしめるものとする。

(b) 取締役の職務の執行については、毎月開催される取締役会、或いは必要に応じて随時開催される臨時取締役会において、各取締役が意見を具申し情報を共有化することにより、相互の監督機能、或いは牽制機能を有効なものとする体制としているが、事案の性質に応じて、外部の専門家に法令および定款に適合しているか否か検証を委託する。

(c) 当社は、監査役会設置会社であり、当社及び子会社の取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令ないしは定款に違反する事実を発見した場合、直ちに当社の監査役会並びに当社及び子会社の取締役会に報告され、是正を図るものとする。また、既定の内部公益通報保護規定その他コンプライアンス関連諸規定は、使用人に加え取締役に対してもその遵守を求めているものであり、これらの運用強化を着実に going していくことで監督・牽制機能の拡充を図っていくものである。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役は、以下に掲げる電磁的記録媒体を含む重要文書を、法令あるいは社内規定に従い、所定の期間適切に保存するとともに、閲覧可能な状態を維持するものとする。また、業務にかかる情報に関しては「情報管理規定」を定め遵守を励行していくほか、個人にかかる情報に関しては既定の「個人情報取扱規定」に基づき厳正な管理を行う体制を強化する。

(a) 株主総会議事録

(b) 取締役会議事録

(c) 計算書類

(d) その他取締役会で決定する重要書類

- ③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制
- (a) 「リスク管理規定」により事業上のリスク管理に関する基本方針や体制を定め、この規定に沿ったリスク管理体制を整備、構築する。
 - (b) 事業上のリスク（コンプライアンス、情報セキュリティ、品質、環境、災害などに係るリスク等）を認識し、リスクカテゴリー毎の管理統括部署を定め、会社横断的にリスクの評価・管理等を行う。
 - (c) 「財務報告に係る内部統制の整備・運用規定」に則り、財務報告の適正性を確保する。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、適法性並びに合理性が十分に認められる業務分掌規定ならびに職務権限規定を設けることにより、また常時組織、体制の見直しを図ることにより、組織の意思決定を迅速に行い、且つ経営の効率化を図る。
- これらの施策は、定例取締役会、臨時取締役会、経営委員会、経営会議等の会合において、その有効性・実効性を検証されるほか、監査役会、内部監査部門、或いは会計監査人は、必要に応じて連携を密に取り、取締役の業務執行の効率性に対し勧告、指摘等を与えることとする。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
- (a) 当社は「関係会社管理規定」に基づいて子会社の業務執行を管理する体制とし担当役員を置く。また、当該役員の指示により当社の業務執行責任者は子会社の業務及び子会社の取締役等の職務の執行の状況を定期的に当社の取締役会に報告する。
 - (b) 子会社を取締役会設置会社とし、当社の役職員が取締役に就くことにより、当社が子会社の業務の適正を監視できる体制とする。
 - (c) 子会社を当社の内部監査部門による定期的な監査対象とする。監査結果は当社の代表取締役社長に報告する体制とし、内部監査部門は当社及び子会社の内部統制状況を把握・評価する。
 - (d) 当社は子会社の業務内容の定期的な報告を受ける他、重要案件についてはその内容について当社・子会社間で事前協議を行ったうえで、子会社の取締役会にて協議・審議すること等により、子会社の取締役の職務の執行の効率性を確保する。また監査役は当社及び子会社の取締役及び使用人から重要な業務等については定期的な報告をうけるものとする。
 - (e) 当社及び子会社において、法令及び社内規定等に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに部署責任者、当社のコンプライアンス部門に報告する体制とする。

- ⑥ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
取締役および使用人は、常勤監査役に対し次に掲げる事項を報告するものとする。
- (a) 適時開示が求められる重要事項、あるいは決定事項
 - (b) 取締役会、経営会議に付議、または報告される事項
 - (c) 内部統制にかかる部門の活動状況
 - (d) 重要な会計方針、会計基準の導入およびその変更
 - (e) 内部公益通報保護制度の運用状況
 - (f) 内部監査部門の活動状況
 - (g) コンプライアンスに関する状況
- (h) 上記以外に、監査役会がその業務を遂行するために必要と判断し、当社グループの取締役及び使用人に対して求めた事項
監査役会は、常勤監査役から報告された上記事項につきその適法性、合理性を検証し、取締役および使用人に対し勧告を行う。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役ないしは監査役会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は直ちに当該使用人の人選を行い任命する。任命以降の異動、評価、昇降格など、当該使用人の人事権に係る事項に関しては、取締役の恣意を排除することを担保するために、監査役会の事前の承認を受けるものとする。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当社は、監査役職務を補助すべき使用人に関し、監査役の指揮命令に従う旨を当社グループ内に周知徹底する。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役
の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (a) 常勤監査役は、出席する取締役会で報告される業務の執行状況を、監査役会で報告するものとする。
 - (b) 監査役が重要な社内会議に出席し、経営上の情報について適時報告を受けられる体制とするとともに、経営上重要な事項は速やかに監査役に報告する。
 - (c) 当社の監査役が必要と判断したときは、いつでも当社の取締役及び使用人等、並びに子会社の取締役及び使用人等に対して報告を求めることができる。

- (d) 監査役に報告を行った当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保する体制とする。
- (e) 当社の取締役及び使用人等並びに子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を与える恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役ないしは監査役会に報告するものとする。
- (f) 当社及び子会社の代表取締役は、監査役会が定めた監査計画の提示を受け、各部門、グループ各社の監査の実効性を維持できる体制の構築に努めるものとする。
- (g) 重要な決裁書類は、監査役の閲覧に供するものとする。

⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針

監査役職務の執行に伴い生ずる費用等の処理その他の当該職務の執行について生ずる費用等の処理については、当該監査役職務に必要なことが証明された場合を除き監査役の請求等に従い円滑に行い得る体制とする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

「寺岡製作所企業憲章」および「寺岡製作所行動基準」を定め、当社グループの取締役ならびに全ての使用人に周知し、法令はもとより全ての社会規範を順守できるよう徹底している。さらにコンプライアンス知識向上のため必要な部署において、法務にかかる研修等を実施している。

また、内部公益通報保護制度を整備・周知し、通報があった場合には、通報者の保護に十分配慮した上で、管理統括室長が調査し、報告を受けた取締役会がその対応を検討し、是正措置を執る体制を整えている。

② 取締役職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

「取締役会規則」、「情報管理規定」および「個人情報取扱規定」等に基づき、取締役会の議事録・会議書類、個人情報ならびに機密情報等の適切な保存および管理を行うとともに、必要に応じて取締役および監査役が閲覧できる状態を維持している。

③ 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

「リスク管理規定」に定めた当社のリスクカテゴリー毎の管理統括部署が当社グループ全体のリスクの評価・管理を行っている。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
「取締役会規則」等に基づき、第107期においては、取締役会が19回（内、定例13回、臨時6回）開催された。また、業績や経営目標の進捗管理については、業務報告やシステム等を通じ、迅速かつタイムリーに報告されている。
- ⑤ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
子会社の業務執行状況については、定例取締役会の必須報告事項とされており、定期的に当社の取締役会において監視を行っている。
- ⑥ 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制
常勤監査役は、定例取締役会、臨時取締役会等の会合に出席し、必要な報告を受けているほか、監査役監査時やその他、常勤監査役が必要と判断した場合に、常勤監査役の求めに応じて、当社グループの取締役及び使用人は当該事項を報告している。
監査役会は、常勤監査役から常に上記事項の報告を受けている。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
該当事項はありません。
- ⑧ 監査役職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
該当事項はありません。
- ⑨ 取締役および使用人等が監査役に報告するための体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
常勤監査役は、取締役会およびその他の重要な社内会議に出席するとともに、取締役等から経営・業績に影響を及ぼす重要な事項等について報告を受けている。
- ⑩ 監査役職務の執行について生ずる費用等の処理に係わる方針
監査役職務の執行について生ずる費用等の処理は、監査役請求等に従い適正に行われている。

(3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続実施を利益還元の基本方針の一つに据えております。

配当に関しましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向などの配当額に影響を及ぼす要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の

方針や予想などを総合的に勘案し、再投資のための資金確保にも配慮しつつ、一定程度の柔軟性を確保する考え方をベースとしております。一方で、安定配当を実施することで株主の皆様へ報いるという観点からは、配当総額、或いは当期純利益変動幅の急増減による配当額の増減を一定の範囲内に収束させることを念頭においた株主資本配当率の考え方を、前述のベースと併せて取り入れることとしております。当社はこれらの考え方にに基づき、過去から安定配当の継続に努めてまいりました。

この配当に関する基本的な考え方に従い、当期の期末配当金につきましては1株あたり6円とし、先に実施いたしました1株あたり5円の間配当金とあわせ、当期の年間配当金は11円とさせていただきます方針であります。

また、次期の年間配当金につきましては、平成30年4月から始まる第二次中期経営計画のPhase2において、更なる成長を実現するための設備などへの投資の実行に伴い減価償却費が嵩むこと、これに加え、原材料相場がこれまでの低位安定状態から反転した結果、これが製造原価を押し上げる要因となることなどに鑑み、次期の年間配当金は、当期比1円減の10円とさせていただきます予定です。

(4) 政策保有株式の保有方針および議決権行使基準

① 政策保有株式に関する保有方針

当社における株式の政策保有については、原則として販売先、あるいは購買先などとの長期的な関係強化策の一環として、当社の長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、株式保有先企業の企業価値の向上にもつながるものであるべきとの方針に基づき、個別銘柄の保有については取締役会において適切に決定しております。

一方で、将来に向けた再投資のための資金確保や、株価変動の影響を受けにくい強固な財務基盤の構築、ないしは資本効率性の向上の観点からも、株式発行企業の成長性、収益性等から政策保有にかかる経済合理性を検証しつつ、取引関係強化などの中長期的な視点も踏まえた上で保有の妥当性が認められない場合には、保有株式を削減する方針としております。

この方針に基づき、第107期は政策保有株式を5億42百万円、市中売却いたしました。

② 議決権行使基準

当社は、政策保有株式に係る議決権行使にあたっては、当社の企業価値向上に資すると判断する議案であればこれに賛成する一方で、当社企業価値を毀損すると判断するものに対しては反対票を投じることを基本方針としております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|-----------------|---------------|--------------------|---------------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 18,990 | 流動負債 | 5,083 |
| 現金および預金 | 8,222 | 支払手形および買掛金 | 1,225 |
| 受取手形および売掛金 | 5,582 | 電子記録債務 | 2,481 |
| 電子記録債権 | 549 | 短期借入金 | 4 |
| 商品および製品 | 1,958 | リース債務 | 19 |
| 仕掛品 | 1,107 | 未払法人税等 | 176 |
| 原材料および貯蔵品 | 899 | 未払費用 | 484 |
| 繰延税金資産 | 323 | その他 | 692 |
| その他 | 353 | 固定負債 | 1,562 |
| 貸倒引当金 | △7 | リース債務 | 268 |
| 固定資産 | 15,636 | 繰延税金負債 | 545 |
| 有形固定資産 | 11,072 | 環境対策引当金 | 315 |
| 建物および構築物 | 3,591 | 退職給付に係る負債 | 31 |
| 機械装置および運搬具 | 2,932 | 資産除去債務 | 292 |
| 土地 | 4,050 | 長期未払金 | 56 |
| リース資産 | 264 | その他 | 52 |
| 建設仮勘定 | 97 | 負債合計 | 6,645 |
| その他 | 136 | (純資産の部) | |
| 無形固定資産 | 366 | 株主資本 | 26,006 |
| 投資その他の資産 | 4,197 | 資本金 | 5,057 |
| 投資有価証券 | 3,893 | 資本剰余金 | 4,643 |
| 退職給付に係る資産 | 87 | 利益剰余金 | 16,767 |
| 繰延税金資産 | 7 | 自己株式 | △462 |
| その他 | 213 | その他の包括利益累計額 | 1,987 |
| 貸倒引当金 | △3 | その他有価証券評価差額金 | 1,669 |
| 繰延資産 | 12 | 為替換算調整勘定 | 321 |
| 開業費 | 12 | 退職給付に係る調整累計額 | △3 |
| | | 純資産合計 | 27,994 |
| 資産合計 | 34,639 | 負債・純資産合計 | 34,639 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|-----------------|-----|--------|
| 売上高 | | 21,262 |
| 売上原価 | | 15,486 |
| 売上総利益 | | 5,776 |
| 販売費および一般管理費 | | 4,737 |
| 営業利益 | | 1,038 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息および配当金 | 88 | |
| 受取手数料 | 70 | |
| その他 | 55 | 214 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 41 | |
| 開業費償却 | 25 | |
| 支払手数料 | 475 | |
| その他 | 8 | 551 |
| 経常利益 | | 702 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 398 | 398 |
| 特別損失 | | |
| 環境対策費 | 333 | 333 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 767 |
| 法人税、住民税および事業税 | 187 | |
| 法人税等調整額 | △35 | 151 |
| 当期純利益 | | 616 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 616 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | | | |
|--------------------------|---------|-------|--------|------|--------|
| | 資 本 金 | 資本剰余金 | 利益剰余金 | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高 | 5,057 | 4,643 | 16,409 | △137 | 25,973 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △258 | | △258 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | 616 | | 616 |
| 自己株式の取得 | | | | △325 | △325 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | 357 | △325 | 32 |
| 当 期 末 残 高 | 5,057 | 4,643 | 16,767 | △462 | 26,006 |

| | その他の包括利益累計額 | | | | 純資産合計 |
|--------------------------|------------------|----------|------------------|----------------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 為替換算調整勘定 | 退職給付に係る 調整累計額 | そ の 他 の 包括利益累計額合計 | |
| 当 期 首 残 高 | 1,653 | 383 | △48 | 1,988 | 27,962 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | | △258 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | | | | 616 |
| 自己株式の取得 | | | | | △325 |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額（純額） | 16 | △62 | 44 | △1 | △1 |
| 当期変動額合計 | 16 | △62 | 44 | △1 | 31 |
| 当 期 末 残 高 | 1,669 | 321 | △3 | 1,987 | 27,994 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社…………… 5社〔寺岡製作所（香港）有限公司、寺岡（上海）高機能膠粘帯有限公司、寺岡（深圳）高機能膠粘帯有限公司、神栄商事株式会社、PT.Teraoka Seisakusho Indonesia〕

非連結子会社……………該当する会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の関連会社…………該当する会社はありません。

持分法非適用の関連会社…該当する会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

寺岡製作所(香港)有限公司……………12月31日

寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司……………12月31日

寺岡(深圳)高機能膠粘帯有限公司……………12月31日

PT.Teraoka Seisakusho Indonesia ……12月31日

（連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行った計算書類を基礎としております。）

(4) 会計方針に関する事項

①重要な資産の評価基準および評価方法

棚卸資産 主として総平均法による原価法(収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

有価証券 その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの

移動平均法による原価法

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く) 主として定率法

無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

リース資産 定額法

③重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、その合理的な見積額に基づき計上しております。

④退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。

a. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属する方法については、給付算定式基準によっております。

b. 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生 of 翌連結会計年度より、定率（5年）により費用処理しております。

⑤その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

a. 開業費

開業時より5年間で均等償却しております。

b. 消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

3. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当連結会計年度の損益に与える影響は軽微であります。

（追加情報）

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

4. 表示方法の変更

貸借対照表

前連結会計年度において、「流動資産」の「受取手形および売掛金」に含めて表示しておりました「電子記録債権」、「流動負債」の「支払手形および買掛金」および「その他」に含めて表示しておりました「電子記録債務」については、連結貸借対照表の明瞭性を高める観点から、当連結会計年度より独立掲記することとしました。

また、前連結会計年度において、「固定負債」の「長期未払金」に含めておりました「環境対策引当金」については、重要性が高まったため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

5. 会計上の見積りの変更

当連結会計年度において、PCB廃棄物等の処理費用について合理的な見積りが可能となったことから、当該処理費用等の見積額を「環境対策費」として特別損失に計上しております。

この変更により、従来の方法と比べて、税金等調整前当期純利益が333百万円減少しております。

6. 連結貸借対照表に関する注記

| | |
|--------------------|-----------|
| (1) 有形固定資産の減価償却累計額 | 28,439百万円 |
| (2) 受取手形割引高 | 4百万円 |

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首 | 増加 | 減少 | 当連結会計年度末 |
|-------|-------------|----|----|-------------|
| 普通株式 | 26,687,955株 | — | — | 26,687,955株 |

(2) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

平成28年6月24日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 131百万円
- ②1株当たり配当額 5円
- ③基準日 平成28年3月31日
- ④効力発生日 平成28年6月27日

平成28年10月28日の取締役会において、次のとおり決議しております。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 126百万円
- ②1株当たり配当額 5円
- ③基準日 平成28年9月30日
- ④効力発生日 平成28年12月1日

(3) 当連結会計年度末日後に行う剰余金の配当に関する事項

平成29年6月23日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

普通株式の配当に関する事項

- ①配当金の総額 151百万円
- ②配当の原資 利益剰余金
- ③1株当たり配当額 6円
- ④基準日 平成29年3月31日
- ⑤効力発生日 平成29年6月26日

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

受取手形および売掛金に係る顧客の信用リスクは、債権管理規定に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

(単位：百万円)

| | 連結貸借対照表 計上額(※) | 時 価(※) | 差 額 |
|-------------|-------------------|---------|-----|
| ①現金および預金 | 8,222 | 8,222 | — |
| ②受取手形および売掛金 | 5,582 | 5,582 | — |
| ③電子記録債権 | 549 | 549 | — |
| ④投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 3,874 | 3,874 | — |
| ⑤支払手形および買掛金 | (1,225) | (1,225) | — |
| ⑥電子記録債務 | (2,481) | (2,481) | — |
| ⑦短期借入金 | (4) | (4) | — |

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

①現金および預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

②受取手形および売掛金、並びに③電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

④投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(注) 非上場株式(連結貸借対照表計上額18百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「④投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

⑤支払手形および買掛金、並びに⑥電子記録債務、⑦短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

9. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,105円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 23円96銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

株式会社 寺岡製作所
取締役会 御中

井上 監査法人

指定社員 公認会計士 萱嶋秀雄 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 平松正己 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社寺岡製作所及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項（会計上の見積りの変更）に記載されているとおり、会社はPCB廃棄物等の処理費用等を合理的に見積ることが可能となったため当該見積りの変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|------------------------|---------------|-------------------------|---------------|
| (資 産 の 部) | | (負 債 の 部) | |
| 流 動 資 産 | 15,688 | 流 動 負 債 | 5,114 |
| 現金および預金 | 6,200 | 支 払 手 形 | 147 |
| 受 取 手 形 | 2,572 | 電 子 記 録 債 務 | 2,481 |
| 電 子 記 録 債 権 | 549 | 買 掛 金 | 1,182 |
| 売 掛 金 | 2,940 | リ ー ス 債 務 | 19 |
| 商 品 お よ び 製 品 | 1,384 | 未 払 金 | 410 |
| 仕 掛 品 | 938 | 未 払 費 用 | 459 |
| 原材料および貯蔵品 | 578 | 未 払 法 人 税 等 | 171 |
| 繰 延 税 金 資 産 | 250 | そ の 他 | 240 |
| そ の 他 | 281 | 固 定 負 債 | 1,486 |
| 貸 倒 引 当 金 | △6 | リ ー ス 債 務 | 268 |
| 固 定 資 産 | 18,804 | 繰 延 税 金 負 債 | 533 |
| 有 形 固 定 資 産 | 5,943 | 環 境 対 策 引 当 金 | 315 |
| 建 物 | 1,208 | 資 産 除 去 債 務 | 292 |
| 構 築 物 | 70 | 長 期 未 払 金 | 56 |
| 機 械 お よ び 装 置 | 571 | そ の 他 | 20 |
| 車 両 運 搬 具 | 9 | 負 債 合 計 | 6,600 |
| 工 具 器 具 備 品 | 91 | (純資産の部) | |
| 土 地 | 3,632 | 株 主 資 本 | 26,222 |
| リ ー ス 資 産 | 264 | 資 本 金 | 5,057 |
| 建 設 仮 勘 定 | 92 | 資 本 剰 余 金 | 4,641 |
| 無 形 固 定 資 産 | 358 | 資 本 準 備 金 | 4,641 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 358 | 利 益 剰 余 金 | 16,986 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 12,502 | 利 益 準 備 金 | 635 |
| 投 資 有 価 証 券 | 3,893 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 16,350 |
| 関 係 会 社 株 式 | 4,249 | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 26 |
| 関 係 会 社 出 資 金 | 33 | 別 途 積 立 金 | 11,170 |
| 関 係 会 社 長 期 貸 付 金 | 4,039 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 5,154 |
| そ の 他 | 287 | 自 己 株 式 | △462 |
| 資 産 合 計 | 34,493 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | 1,669 |
| | | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 1,669 |
| | | 純 資 産 合 計 | 27,892 |
| | | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 34,493 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 | |
|---------------|-----|--------|
| 売上高 | | 20,556 |
| 売上原価 | | 15,765 |
| 売上総利益 | | 4,790 |
| 販売費および一般管理費 | | 4,110 |
| 営業利益 | | 680 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息および配当金 | 224 | |
| 受取手数料 | 70 | |
| その他 | 57 | 352 |
| 営業外費用 | | |
| 為替差損 | 29 | |
| 支払手数料 | 475 | |
| その他 | 4 | 509 |
| 経常利益 | | 523 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 398 | 398 |
| 特別損失 | | |
| 環境対策費 | 333 | 333 |
| 税引前当期純利益 | | 588 |
| 法人税、住民税および事業税 | 138 | |
| 法人税等調整額 | △51 | 86 |
| 当期純利益 | | 501 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

| | 株 主 資 本 | | |
|---------------------|---------|-----------|---------------|
| | 資 本 金 | 資 本 剰 余 金 | |
| | | 資 本 準 備 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 |
| 当 期 首 残 高 | 5,057 | 4,641 | 4,641 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | |
| 当 期 純 利 益 | | | |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | — | — |
| 当 期 末 残 高 | 5,057 | 4,641 | 4,641 |

| | 株 主 資 本 | | | | | | |
|---------------------|-----------|----------------------|-----------|------------------|-------------|---------|-------------|
| | 利 益 剰 余 金 | | | | | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| | 利益準備金 | そ の 他 利 益 剰 余 金 | | | 利益剰余金 合計 | | |
| | | 固 定 資 産 圧 縮 積 立 金 | 別 途 積 立 金 | 繰 越 利 益 剰 余 金 | | | |
| 当 期 首 残 高 | 635 | 33 | 11,170 | 4,903 | 16,742 | △137 | 26,304 |
| 当 期 変 動 額 | | | | | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | | △258 | △258 | | △258 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | △6 | | 6 | — | | — |
| 当 期 純 利 益 | | | | 501 | 501 | | 501 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | | | | △325 | △325 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | |
| 当 期 変 動 額 合 計 | — | △6 | — | 250 | 243 | △325 | △81 |
| 当 期 末 残 高 | 635 | 26 | 11,170 | 5,154 | 16,986 | △462 | 26,222 |

| | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 | | 純 資 産 合 計 |
|---------------------|-----------------|---------------------|-----------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計 | |
| 当 期 首 残 高 | 1,653 | 1,653 | 27,957 |
| 当 期 変 動 額 | | | |
| 剰 余 金 の 配 当 | | | △258 |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | — |
| 当 期 純 利 益 | | | 501 |
| 自 己 株 式 の 取 得 | | | △325 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 16 | 16 | 16 |
| 当 期 変 動 額 合 計 | 16 | 16 | △64 |
| 当 期 末 残 高 | 1,669 | 1,669 | 27,892 |

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

商品・製品・仕掛品・原材料・貯蔵品

総平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

有価証券 子会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

①時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

②時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

但し、平成10年4月1日以降取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

リース資産

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。

環境対策引当金

環境対策を目的とした支出に備えるため、その合理的な見積額に基づき計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、発生事業年度の翌期より、定率法（5年）により費用処理しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

①退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

②消費税等の会計処理の方法

税抜方式を採用しております。

3. 会計方針の変更

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この変更による当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

4. 表示方法の変更

貸借対照表

前事業年度において、「流動資産」の「受取手形」に含めて表示しておりました「電子記録債権」、「流動負債」の「支払手形」、「買掛金」および「未払金」に含めて表示しておりました「電子記録債務」については、貸借対照表の明瞭性を高める観点から、当事業年度より独立掲記することとしました。

また、前事業年度において、「固定負債」の「長期未払金」に含めておりました「環境対策引当金」については、重要性が高まったため、当事業年度より独立掲記することとしております。

5. 会計上の見積りの変更

当事業年度において、PCB廃棄物等の処理費用について合理的な見積りが可能となったことから、当該処理費用等の見積額を「環境対策費」として特別損失に計上しております。

この変更により、従来の方法と比べて、税引前当期純利益が333百万円減少しております。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 26,588百万円

(2) 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務および為替予約に対し、保証を行っております。

寺岡(深圳)高機能膠粘帯有限公司 4百万円

寺岡(上海)高機能膠粘帯有限公司 39百万円

(3) 受取手形割引高 4百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権 714百万円

短期金銭債務 586百万円

7. 損益計算書に関する注記

| | |
|-----------------|----------|
| 関係会社との取引高 | |
| 営業取引による取引高 | |
| 売上高 | 3,235百万円 |
| 仕入高 | 3,868百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 149百万円 |

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

| | |
|--------------------|------------|
| 当事業年度の末日における自己株式の数 | |
| 普通株式 | 1,354,683株 |

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、環境対策引当金および未払賞与の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等 (単位：百万円)

| 種類 | 会社等の名称 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注3) | 科目 | 期末残高 |
|-----|----------------------------------|---------------------------------|---------------------------|--------------------|-----------|------------------|-------------|
| 子会社 | PT. Teraoka Seisakusho Indonesia | 所有 直接 93.9% 間接 6.1% | 同社製品の仕入 資金の援助 役員の兼任 | 商品仕入(注1) | 3,237 | 買掛金 | 288 |
| | | | | 資金の返済 利息の受取(注2) | 170 58 | 長期貸付金 その他流動資産 | 4,039 19 |
| | | | | | | | |
| 子会社 | 寺岡製作所(香港)有限公司 | 100.0% | 当社製品の販売 役員の兼任 | 製品の販売(注1) | 1,581 | 売掛金 | 370 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して、価格交渉の上で決定しております。

(注2) PT. Teraoka Seisakusho Indonesia に対する資金の貸付については、市場金利を勘案して決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

11. 1株当たり情報に関する注記

| | |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 1,101円03銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 19円52銭 |

独立監査人の監査報告書

平成29年5月23日

株式会社 寺岡製作所
取締役会 御中

井上 監査法人

指定社員 公認会計士 萱嶋秀雄 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 平松正己 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社寺岡製作所の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第107期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

注記事項（会計上の見積りの変更）に記載されているとおり、会社はPCB廃棄物等の処理費用等を合理的に見積ることが可能となったため当該見積りの変更を行っている。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第107期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の利用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び利用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び利用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月23日

株式会社 寺岡製作所 監査役会

常勤監査役 野見山 豊 ㊟

社内監査役 渡邊 順 ㊟

社外監査役 三宅 正樹 ㊟

社外監査役 島本 和徳 ㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を、最も重要な経営課題の一つとして認識しており、安定的な配当の継続を利益還元の基本方針といたしております。株主の皆様への利益配分に関する基本的な考え方としましては、当期の経営成績、財政状態、キャッシュ・フロー、配当性向など配当水準に影響を及ぼす各要素に加え、今後の事業戦略、事業展開の方針や予想などを総合的に勘案し、投資のための資金確保にも配慮しつつ決定することとしております。

このような基本方針のもと、第107期の期末配当金につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金6円 総額151,999,632円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月26日

第2号議案 監査役1名選任の件

監査役島本和徳氏は、本定時株主総会の終結の時をもって辞任により退任されます。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

境晴繁氏につきましては、島本和徳氏の補欠として選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、監査役候補者の指名を行うに当たっての方針・手続きにつきましては、当社の企業理念・経営理念を深く理解し、取締役の職務の執行を適切に監督し、法令または定款違反を未然に防止すると共に、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、取締役会における決議に基づき、選定及び指名を行います。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。監査役候補者は次のとおりであります。

| 氏名 〔生年月日〕 | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|--|--|-------------|
| 新任 社外 独立 <small>さかい はる しげ</small> 境 晴 繁 〔昭和32年6月7日生〕 | 昭和55年4月 株式会社カナデン入社 平成12年4月 同社電子第一事業部映像情報システム部長 平成17年10月 同社電子事業部副事業部長、企画部長、映像情報システム部長 平成20年4月 同社経営戦略室副室長、経営戦略部長 平成21年6月 同社執行役員経営戦略室長、経営戦略部長 平成23年6月 同社執行役員S I事業部長 平成27年4月 同社執行役員監査部長 現在に至る | -株 |
| 【社外監査役候補者とした理由】 境晴繁氏につきましては、株式会社カナデンにおいて監査業務に携わられており、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、社外監査役候補者といたしました。 | | |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 境晴繁氏は、社外監査役候補者であります。

3. 当社は境晴繁氏が監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届出る予定であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役員の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の社外監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。補欠監査役候補者は次のとおりであります。

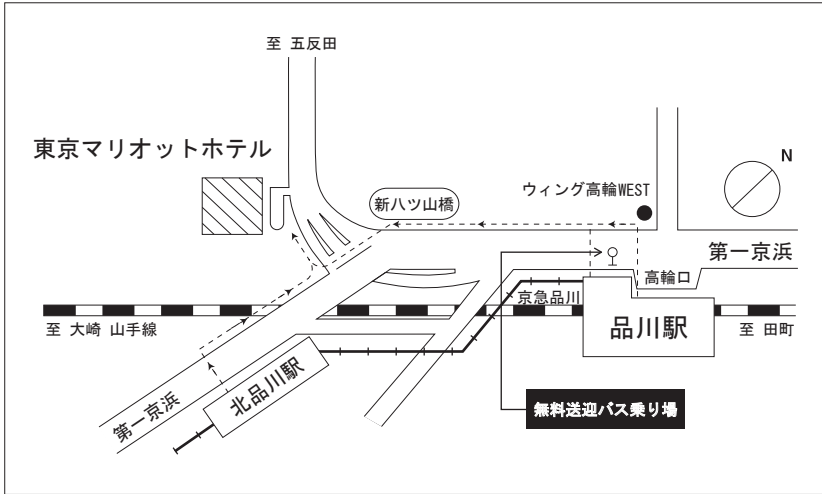
| 氏名 〔生年月日〕 | 略歴、地位および重要な兼職の状況 | 所有する当社の株式の数 |
|---|--|-------------|
| うみ やま よし ゆき 海山喜之 〔昭和38年4月11日生〕 | 昭和62年4月 株式会社カナデン入社 平成19年4月 同社経理財務室財務部長 平成28年6月 同社執行役員経理財務室長 現在に至る | 一株 |
| 【補欠の社外監査役候補者とした理由】 海山喜之氏は、株式会社カナデンにおいて経理及び財務に関する業務経験を培われており、社外監査役に就任された場合、その豊富な経験と幅広い見識を当社の監査業務に活かし、客観的かつ公正な立場で取締役の職務の執行を監視できると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。 | | |

- (注) 1. 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 海山喜之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 当社は海山喜之氏が監査役に就任した場合、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。

以 上

第107期定時株主総会会場ご案内図

会 場 東京都品川区北品川四丁目 7 番36号
 東京マリオットホテル
 地下1階 ゴテンヤマ ボールルーム ノース
 TEL (03) 5488-3911



◎交通のご案内

J R 「品川駅」 高輪口より五反田方面へ徒歩10分
 京急電鉄「北品川駅」 五反田方面へ徒歩3分

◎無料送迎バスのご案内

J R 品川駅高輪口を出て左、ウイング高輪EAST前の都営バス⑥番乗り場からご利用ください。所要時間約5分

| | 品川駅発 御殿山トラストシティ行 | | | | | | | | |
|-----|------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 9時 | 00 | 06 | 12 | 18 | 24 | 30 | 37 | 44 | 52 |
| 10時 | 00 | 15 | 35 | 55 | | | | | |